

監査告示第10号

平成30年10月4日

鹿児島市監査委員	中	園	博	揮
同	小	迫	義	仁
同	古	江	尚	子
同	小	森	の	ぶたか

平成30年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査対象団体

(1) 株式会社ニチガスクリエイト・株式会社ビルメン鹿児島共同企業体

所在地 鹿児島市城南町7番8号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島アリーナ（所管課：スポーツ課）

委託費の額 277,511,859円（29年度決算額）

(2) 株式会社島津興業

所在地 鹿児島市吉野町9700番地1

区分 公の施設の指定管理者

施設名 旧島津氏玉里邸庭園（所管課：文化財課）

委託費の額 8,004,960円（29年度決算額）

2 監査の期間

平成30年8月2日から同年10月4日まで

3 監査の着眼点

平成29年度事務に関して、公の施設の指定管理者について、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

#### 4 監査の方法

本監査は、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

#### 5 監査の結果

##### (1) 株式会社ニチガスクリエイト・株式会社ビルメン鹿児島共同企業体

鹿児島アリーナの指定管理については、業務は設置目的に沿って行われていたが、指定管理者が行う使用の許可等に関する業務及び使用料の収納業務において、事務処理上、不適切な点がみられ、また所管課の指導についても不十分な状況がみられた。

また、指定管理者の自主提案事業に係る施設の使用に関し、指定管理者及び所管課の事務処理に不備があった。

なお、利用者については、次のとおりである。

##### 【利用状況】

区 分	27年度	28年度 (A)	29年度 (B)	前年度比較 (B) - (A)
施設利用者数 (人)	386,034	384,983	404,948	19,965

##### [意見]

・管理業務の一部の第三者への委託（随意契約）については、指定管理者が設置した運営委員会が定めた方法（指名競争入札）を尊重されたい。

・地方自治法第244条の2第10項に基づき、所管課は、指定管理者の管理する公の施設のより適切な管理のため、指定管理者に対して、適時かつ適切に報告を求め、調査し、必要な指示をされたい。

##### (2) 株式会社島津興業

旧島津氏玉里邸庭園の指定管理については、業務は設置目的に沿って行われていたが、指定管理者の自主提案事業に係る施設の使用に関し、指定管理者及び所管課の事務処理に不備があったほか、使用料の収納業務において、事務処理上、一部不適切な点がみられた。

また、管理業務実施要領の内容に、一部条例に拠らないものがあった。

なお、入園者については、次のとおりである。

##### 【利用状況】

区 分	27年度	28年度 (A)	29年度 (B)	前年度比較 (B) - (A)
入園者数 (人)	7,696	9,210	13,641	4,431

[意見]

・使用許可等の指定管理業務及び使用料収納業務については、指定管理者と所管課、双方協議のうえ、適切に実施されたい。